

【名義人受領の利子所得の調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- 1 この調書は、業務に関連して他人のために名義人として支払を受ける利子等について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が不明の場合には、最後の利子等の支払の日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2) 「種別」の欄には、国債、何県債、何市債、何会社債、銀行預金、貸付信託、指定金銭信託、公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託のように記載するとともに、貸付信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託については、受益権の名称をも記載すること。この場合において、その利子等が租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（(2)において「上場株式等の配当等」という。）に該当する場合には、「（上場）」と、上場株式等の配当等以外の利子等に該当する場合には「（一般）」と記載すること。
 - (3) 「記号・番号」の欄には、預貯金の証書若しくは通帳又は公社債若しくは受益権を表示する受益証券の記号及び番号（公社債につき令第37条第2項に規定する方法により保管されている場合には、その保管に係る口座の番号）を記載すること。
 - (4) 「利子等の金額」の欄には、その年中に支払を受けることが確定した利子等の金額を記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。